

それゆえ、「送神」や「迎神」という言葉が使われたり、お守りや絵馬が販売されたりしていても、足利市は上記のような活動を行っているのであり、それは、本件施設同様「神」という言葉が歴史・文化を保存・復原した結果、形式的に使われているにすぎないからにすぎない。また、お守りや絵馬も、学問や観光の振興を図るために売られているにすぎない。

3 湯島聖堂について

(1) 概要

湯島聖堂は、東京都文京区にある孔子廟である（丙71の1，丙72，丙87）。徳川五代将軍綱吉によって創建された孔子廟であり、藩校の学問・教育の中心となった（丙71の1）。明治時代に、学問所としての伝統を引き継ぎ、近代教育発祥の地となっている（丙71の1）。

(2) 土地・建物の所有者、施設の管理運営者について

湯島聖堂は、別紙物件目録記載5の土地の上に建っており、同土地及び建物は、国（登記名義上は文部省となっている）が所有している（丙73，丙74）。同施設の管理運営は、国から管理団体に指定されている公益財団法人斯文会が行っている（丙75）。

(3) 孔子祭（釋奠）について

湯島聖堂においては、本件施設における釋奠祭禮に相当する行事として、毎年4月の第4日曜日に、孔子祭（釋奠）が行われている（丙71の2）。

孔子祭（釋奠）では、本件施設と同様、供物などをするが、その目的は、孔子とその学問を顕彰（個人の功績や善行などをたたえて広く世間に知らしめること）することであり（丙71の2）、伝統行事を再現・復原したものであり（丙71の2）、「超自然的、超人間の本質の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為」としての「宗教」の信仰、礼拝、普及等を行っているわけではない。

(4) 文化講座の開催

湯島聖堂においては、生涯学習のため、一般講座、芸術講座、健康講座、親子講座、通信講座等の文化講座が開かれており（丙76）、「超自然的、超人間的本質の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為」である「宗教」の場となっているわけではない。

(5) お守りや絵馬の販売

湯島聖堂においても、お守りや絵馬が販売されている（丙87）が、これも、学問・観光の振興等のために行われているにすぎない。

4 その他の孔子廟について

その他の孔子廟についても、下記のとおり、その敷地を公共団体が所有しているものがある。

記

ア 旧閑谷学校（きゅうしずたにがっこう）の敷地の所有者

岡山県 （丙77、丙78）

イ 庄内藩校致道館（しょうないはんちどうかん）の敷地の所有者

鶴岡市 （丙79の1ないし丙80）

ウ 水戸市弘道館の敷地の所有者

国（文部科学省） （丙81、丙82）

第3 まとめ

以上のとおり、国内には、本件施設と類似した孔子廟が存在し、本件施設の釋奠祭禮とほぼ同様の行事が行われているが、その施設の中には、公共団体自身が孔子廟やその敷地を所有して自ら管理・運営をしたり、管理・運営を委託して公金を支出したり、補助金を支出したりしているところがある。

全国の孔子廟でこのような取り扱いが見られるのは、孔子廟が儒学をはじめとする「学問」の振興のために建設されたものであり、また、その歴史・文化・を保存し、観光振興に発展のために寄与してきた施設であるため、「超自然的、超人間的本質の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為」との「宗教」のため

の施設ではないからである。そのため、公共団体が積極的に孔子廟と関わっても、「宗教」に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等とはならず、「宗教」と公共団体とのかかわり合いが相当とされる限度を超えることはなく、政教分離原則には違反しないのである。

さらに、釋奠祭禮あるいは積菜についても、公共団体の長たる市長や市の職員が積極的に行事に関わったり、用具の購入等に公金を支出したりするなどしている。

これらも、孔子廟で行われている釋奠祭禮等が、宗教的行事ではなく、学問等の振興に対する熱意の表れであり、また各地の歴史・文化の保全のために行われているため、宗教的活動ではないからである。そのため、これに市が公金を支出したり、深くかかわったりしても、「宗教」に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等とはならず、「宗教」と公共団体とのかかわり合いが相当とされる限度を超えることはなく、政教分離原則には違反しないのである。

以上の他の孔子廟の調査結果からしても、本件施設が孔子廟であり、そこで釋奠祭禮が行われているからといって、那覇市が本件施設の敷地の使用料を免除し、久米崇聖会にその使用料を請求しないことは、何ら政教分離原則に違反するものではない。

以上

物 件 目 録

- | | | | |
|---|------------------|------------------|--|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 佐賀県多久市多久町
1 6 4 2 番
雑種地
3 0 3 4 m ² |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 佐賀県多久市多久町
1 6 4 4 番 1
宅地
8 8 3 6 . 5 5 m ² |
| 3 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 佐賀県多久市多久町
1 8 4 3 番 1
宅地
1 5 5 9 . 0 1 m ² |
| 4 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 佐賀県多久市多久町
1 8 3 7 番 1
宅地
1 9 1 8 . 5 5 m ² |
| 5 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 東京都文京区湯島一丁目
1 0 1 番
官有地
1 3 8 7 4 m ² |